

弁護士による法律相談を受けられる方へ

以下の内容をお読みいただき、有効な相談時間としていただきますようお願いいたします。

- 1 法律相談は限られた時間で、法的問題や紛争について、弁護士が、考え方や解決方法をアドバイスするものです。したがって次に該当する相談はお受けできません。
 - ① 具体的な問題や紛争がないのに、学問的な興味等で相談すること。
 - ② 既に調停中及び弁護士や司法書士に依頼されている案件について相談すること。
 - ③ 他人の問題について相談すること。また、書類の作成・添削、専門的な調査、案件の処理等もできません。
- 2 相談内容と当日の弁護士の職務(既に相手方の依頼を受任しているなど)が利益相反になる場合は、相談者の利益を保護するとともに、公平な回答を確保するため、当日の相談はできません。次回以降の相談日に優先的に受け付けます。
- 3 この法律相談は無料ですが、同じ内容についての相談は1回限りです。
- 4 なるべく多くの方にご利用いただくため、相談内容が異なる場合も1ヶ月以内はお申し込みいただけません。
- 5 相談時間は30分以内です。
- 6 この法律相談で、直接、弁護士に依頼をすることはできませんが、兵庫県弁護士会の弁護士紹介制度をご利用いただけますので、相談担当弁護士にご相談ください。
- 7 相談内容の録音や録画はお断りしています。相談内容の記録にはご自身でメモをおとり下さい。
- 8 担当相談員が相談時に用いる相談票には、相談者の住所、氏名、電話番号を記載しますが、法律相談業務の実施及び適正な運用、個人情報を含まない形で作成する統計などの目的以外には使用しません。個人情報は固く守られます。
- 9 法律相談を受けられて、ご意見等がございましたら、
南館地下1階の市民参画・協働推進課 市民相談係(TEL 38-5401)
あるいは直接、兵庫県弁護士会(TEL 078-341-8227)にお申し出ください。